締約国に関する情報 ＩＤ	イ ン ド ネ シ ア	附属書　Ｂ １ ＩＤ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Directorate General of Intellectual Property (Indonesia) （知的財産総局（インドネシア)）
所在地	Jl. H.R. Rasuna Said Kav.8-9, Jakarta Selatan 12940, Indonesia
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(62-21)5790 5611（特許), 5790 5619（事務局） patent.administration@gmail.com http://www.dgip.go.id な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4)	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1)	受理する。ただし，ＣＶ Titipan Kilat，ＤＨＬ，Elteha, Federal Express 又はＵＰＳの配達サービスを条件とする。
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2))	用意なし
インドネシアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	知的財産総局（インドネシア）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
インドネシアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	知的財産総局（インドネシア）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特　許

［次頁に続く］

1 ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2 対応する国内段階を参照されたい。

ＩＤ	インドネシア（続き）	ＩＤ
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料はインドネシア・ルピア建で支払う。支払は為替，小切手又は銀行振替（政府口座への送金）で行うことができる。すべての手数料の支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称，及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。	
国際型調査に関するインドネシアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
インドネシアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
インドネシアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	